

関西国際大学と神戸市との連携に関する協定書

関西国際大学（以下「甲」という。）と神戸市（以下「乙」という。）は、甲と乙がこれまで培ってきた連携事業の成果を生かしながら、神戸市民一人ひとりが安心安全で心豊かに幸せな状態「Well-being」を実感でき、神戸の未来を担う若者が輝き、活躍できる持続可能で個性豊かな地域社会を形成、発展することに寄与するため、本協定を締結する。

（連携事項）

第1条 甲と乙は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 学生の地域活動への参加を通じた人材育成に関すること。
- (2) 大学の施設や研究・教育力を活用した地域活性化に関すること。
- (3) 留学生の活躍を含む国際交流の推進に関すること。
- (4) 大学都市神戸の発信に関すること。
- (5) 地域課題解決に向けた神戸市の産学官共創による取組みに関すること。
- (6) その他、前文の目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 前項に掲げる事項について具体化を図るために必要がある場合には、本協定の目的に則して、特定の事項に関する協定を締結することができる。

（既存協定等の取扱い）

第2条 本協定の締結前に甲と乙との間で取り交わした協定等（それぞれの構成下部組織が締結した協定等を含む）は、前条第2項の規定に基づき締結されたものとみなす。

（連絡調整）

第3条 前条の連携協力を円滑に進めるため、甲及び乙それぞれに総合窓口を設置する。また、甲と乙との間で定期的な連絡調整を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は協定締結の日から3年後の日が属する年度の末日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から2ヶ月前までに甲又は乙から異議の申し出のないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上で決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和4年12月16日

甲

三木市志染町青山1丁目18番

関西国際大学

学長 濱名 篤

乙

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

神戸市

神戸市長 久元 喜造